

第 14 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和6年7月29日(月)	午後 2時 00分
閉会日時	同 上	午後 3時 02分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB(4階)	
出席委員	20名	
	農業委員	
	1番 富田 正次郎	2番 杉戸 恵司
	3番 山形 啓子	4番 川口 賢一
	5番 山形 ちづ代	6番 井田 秋雄
	7番 星野 重彦	9番 坂本 久美子
	10番 星野 昭彦	11番 中島 篤
	12番 渡辺 隆司	14番 今泉 芳雄
	農地利用最適化推進委員	
	1番 金子 博一	2番 荻原 完一
	3番 武 幸一	4番 木村 聡
	5番 大澤 隆	6番 小菅 雄一郎
	8番 丹羽 康博	11番 深澤 憲司
	[遅刻委員]	
	[中座委員]	
	[早退委員]	
欠席委員	8番 山形 栄子	13番 矢内 鉄男
	9番 中村 耕一郎	10番 齊藤 克代
	12番 太田 亮一	
議事参与	5名	
	事務局長 新井 八寿代	主査 鳥井 貴史
	次長 山藤 健二	
	係長 石原 幸枝	
	主査 登坂 良男	
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名	
	日程第2 会期決定の件	
	日程第3 第57号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
		委員会処分 2件
	第58号議案	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
		委員会処分 1件
	第59号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
		委員会処分 7件
	日程第4 第60号議案	農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について
		委員会処分 4件
	日程第5 報告第25号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
	報告第26号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第14回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員12名、推進委員8名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、1番富田委員及び2番杉戸委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第57号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号8番、9番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

続きまして、この件につきまして、7月25日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

11番農業委員

はい。

議 長

はい。11番中島委員。

11番農業委員

11番中島でございます。7月25日に、2番荻原推進委員と事務局2名と一緒に現地調査をして参りましたのでご報告いたします。57号議案の受付番号8番、場所は奥沢で、早川貯水池の土手の脇の道をひたすら北へ上っていつ

た先に桐生市の発電所がありまして、その近くの養鶏場の南側の土地となります。ここはかなり傾斜地となっており、草もそれなりに多いところで、きれいにしてトウモロコシ畑にするということなので、そうしていただければありがたいのではないかと思います。続きまして9番。場所は新里町の新川で、新里東小学校を西へ向かって1kmくらい進んだところにある介護施設の北側にあたります。ここはこれまでの所有者が母親で、それを子に贈与するという申請ということで、現地はきれいに耕作されておりまして、実際にはしばらく前から子が耕作を行っていたのではないかとと思われるくらいでした。そうしたことから問題はないのではないかと思います。以上です。

議 長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第57号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第57号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第58号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

この計画変更申請につきましては、農地法の転用許可を受け、所有権の移転を受けた者が、転用行為を実行せず、かつ、許可取り消しが困難な場合に、必要となる手続きでございます。

受付番号1番の申請地につきまして、平成28年1月に農地法第5条の許可

を受けまして、転用許可前の所有者から当初の転用計画者に売買で許可が行われておりますが、当初計画どおりの実行が困難となったことから、許可取り消しではなく、第59号議案の受付番号20番について新たな転用計画者が診療所建設用地として利用するため、計画変更申請が提出されたものでございます。

なお、関連案件といたしまして、このあとご審議いただきます、第59号議案受付番号20番で診療所建設用地として5条の農地転用許可申請もされております。

これは、申請地が農地のままであるため、こちらの5条許可の計画変更申請と併せて、新規の転用計画者による5条の許可申請も改めて必要となるものでございます。

農地法の運用上から、それぞれ2つの申請が提出されることとなりますが、ご審議いただく内容は同一のものとなります。

この第58号議案では、平成28年1月に許可となっております、桐農委指令第27-574号の計画を変更することについて、ご審議いただけますようお願いいたします。

議 長 以上、事務局より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

10番農業委員 はい。

議 長 はい。10番星野昭彦委員。

10番農業委員 10番星野です。当初の計画と変更後の計画とで地番と面積が異なるのはなぜですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 申請地につきましては、平成28年1月に農地法第5条の許可を受け、転用許可前の所有者から当初の転用計画者に売買で許可が行われた後、当初計画者が転用の計画をしていた面積を使用しないことになり、使用しない面積の部分の分筆がなされたため、当初の計画と変更後の計画とで地番と面積が変更されております。

10番農業委員 それで今後診療所を建設するとのことですが、ここには駐車場も含まれるのですか。

事 務 局 はい。含まれております。

10番農業委員 分かりました。

議 長 この第58号議案だけで考えると申請地へ入っていく道がないということで何もできないように見えますが、これから審議をしていただく5条の許可申の受付番号19番と20番が関連案件となっているということで、この後の案件とつなげて考えていくと隣の土地と一体利用をしていくということになります。

ね。

10番農業委員
議 長

なるほど。分かりました。
ほかにございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

第58号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が1件ございますが、本件を計画変更申請のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。
よって、第58号議案は計画変更申請のとおり承認されました。

日程第3 第59号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が7件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局
議 長
事 務 局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

まず、受付番号15番、16番、21番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号17番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、例外許可規程により、「農業用施設」に供するものであるため、許可基準を満たしていると考えます。

受付番号18番の立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域内でありますので、第3種農地と判断します。

受付番号19番、20番の立地基準につきましては、市街地化が見込まれる区域内でありますので、第2種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上１５番から２１番まで農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、この件につきまして、７月２５日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員会のご報告をお願いいたします。

11番農業委員 はい。

議長 はい。１１番中島委員。

11番農業委員 それでは５９号議案の受付番号１５番ですが、場所は梅田の旧桐生女子高校を通り過ぎたところを左に曲がりまして川沿いに進みますと、寺がありまして、その墓地ということで、地目は畑となっておりますがほぼ竹林となっております、墓地としてもよろしいのではないかと思います。続きまして１６番。ここは新里北小学校の脇を北上していった山の中です、シカなどの野生動物が出そうなところでしたが、すでに牧場の一部となっているとのことで問題はないかと思います。続きまして１７番。場所は新里中学校横の道路を北上していくと道が分かれておりまして、道を右折したところの途中にありまして、現地はかなり古い牛舎が建っております。そこを利用して申請者が今後考えているチーズ作りに活用していただければよろしいのではないかと思います。続きまして１８番。場所は上毛電鉄の東新川駅付近の住宅地の中にあります。続きまして１９番。場所は県道３５３号線から北へ少し入ったところで、現地の周辺はアパートなどの住宅地となっており、申請地の北に現在の診療所がございまして、そこが手狭になったということで今回の申請を行ったということで、地元としましては利便性が良くなってくるとありがたいです。続きまして２０番。これは１９番の隣接地です、第５８号議案で審議をした場所で、一体利用をするということで問題はないかと思います。受付番号２１番以降は２番荻原推進委員会にお願いしたいと思います。

2番推進委員 はい。

議長 はい。２番荻原推進委員。

2番推進委員 ２番推進委員荻原です。現地調査の結果についてご報告いたします。国道１２２号線を足尾方面へ進み、黒保根支所の交差点を上田沢方面へ左折し、黒保根学園を通り過ぎて、田沢発電所の手前を左折した先の医光寺の近くとなります。近くにはすでに太陽光発電施設があり、道に沿って太陽光発電施設が点在しております。現地は篠藪となっております、太陽光発電施設用地として特段の問題はないと思われますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

(なしの声)

ないようですので、これより、質疑に移ります。ご質問は、ございますか。

6 番農業委員
議 長

はい。

はい。6 番井田委員。

6 番農業委員

6 番井田です。受付番号 1 7 番の件ですが、この場所については今まで乳牛を飼っていたと思うんですけども、この場所にチーズ加工の施設を新たに作るのか、それともこれまでと同じように牧場としていくのか、その辺を知りたいのですが。

議 長
事 務 局

はい。事務局。

受付番号 1 7 番ですが、この申請は現在の所有者が転用の申請を失念したまま牛舎を建設してしまったということで、今回譲受人が申請地を譲り受けるタイミングで正式に許可を受けるといった流れで申請をされたものになります。譲受人は今年の 4 月に学校を卒業し、現在は申請地でジャージー牛を 3 頭飼育しており、将来的にチーズ工房を作りたいという考えがあるということなんです。チーズ工房を建設する場所につきましては今回の申請地になるのか、または別の場所に建設をするのか今の時点では確認ができておりません。以上です。

議 長

この申請については譲渡人が昔酪農をしていたのですが、現在はやめて譲受人の牛を預かって育てていたので前からの仕事仲間みたいな感じではあるんですけども、今回譲受人が申請地を譲り受けるのと同時に譲渡人が昔許可申請をしないで牛舎を建ててしまったということで、それを是正するための申請となっているわけですね。ほかにありますか。

5 番推進委員
議 長

はい。

はい。5 番大澤推進委員。

5 番推進委員

5 番推進委員大澤です。初めての案件なので教えてもらいたのですが、受付番号 1 5 番について、寺が墓地を増やすのに農地を取得したいという場合に、農地法で農地を買って墓地にすることは可能なのですか。

議 長
事 務 局

はい。事務局。

寺などの施設が墓地用地として農地を転用して取得するについては問題ありません。

5 番推進委員
議 長

分かりました。ありがとうございます。

補足をすると、宗教法人が墓地を作るときには転用ができるけれども、個人が墓地を作りたいといってもそれはできませんよという話もあるんですね。

5 番推進委員
議 長

はい。分かりました。

ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第59号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が7件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第59号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 第60号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、委員会処分が4件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい、事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容等を朗読)

以上、利用権設定総括表及び所有権移転総括表について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、この件につきまして、7月25日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いします。

2番推進委員
議長

はい。

はい。2番荻原推進委員。

2番推進委員

2番推進委員荻原です。第60号議案利用権設定総括表1の1番につきまして、場所は新里支所を左折しまして、新川の交差点を右折し、上電の踏切を渡りまして進むと伊勢崎・大間々線に出まして、そこを過ぎてさらに直進した先にあります。現況は苗が生き生きと育っております、きちんと管理をされているという印象を受けましたので特段の問題はないかと思われま。次に1の2番と3番ですが、場所は新里の雷電神社の東にあたりまして、現状はこちらもきちんと管理・耕作をされていることが確認できましたので、特段の問題はないかと思われま。続きまして1の4番ですが、場所は新里の清掃センターの北に位置しまして、現地を確認するかぎり、こちらもきちんと管理をされておりましたので特段の問題はないかと思われま。続きまして2番ですが、場所は山上城跡公園の北西で、こちらもきちんと管理をされておりましたので問題はな。次に所有権移転総括表1番について、場所は第59号議案の受付番号17番と同じところでして、現地は放牧地として囲われてお

りました。次に２番ですが、伊勢崎・大間々線を国道５０号方面へ向かいますとあかぎ園芸がございまして、その西となります。現地を確認した限りにおいては問題ないかと思われます。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。
これより質疑に移ります。ご質問はありませんか。

２番農業委員 はい。

議 長 はい。２番杉戸委員。

２番農業委員 ２番杉戸ですけれども、第５９号議案の受付番号１７番で出てきた場所と同じところが農業経営基盤強化促進法の所有権移転でも出てきているのはどういうことですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 第５９号議案の受付番号１７番と所有権移転総括表２番との違いですが、第５９号議案の受付番号１７番の場所の部分には牛舎が建っていますので転用が必要となり、所有権移転総括表２番の場所は建物が建っておらず、放牧地として柵で囲われているだけの状態で農地扱いとなるため、農地として取引をするという形での申請をなっております。以上です。

２番農業委員 ここの部分は放牧地ということですね。

事 務 局 はい。

議 長 よろしいでしょうか。ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第６０号議案「農業経営基盤強化促進法附則第５条の規定による諮問について」、４件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第６０号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

日程第５ 報告第２５号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事 務 局 はい。議長。

議長 はい。事務局。
事務局 報告第25号「農地法第4条第1項第7号の規定による届け出」については、ございませんでした。
議長 以上でございます
議長 続きまして、報告26号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。
事務局 はい。議長。
議長 はい。事務局。
事務局 報告第26号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については3件ございました。
議長 いずれも内容については記載のとおりでございます。
議長 添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。
議長 以上でございます。
議長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第26号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後3時02分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

1 番

2 番